

ISPE 事務局運用ルール(暫定)

2007年5月19日
事務局長 佐村 勉

事務局の関与する ISPE 日本本部の活動に関する運用規則を暫定的に下記のとおり定める。

1. 領収書の取り扱い

各 COP、委員会活動等の中で「求められた領収書」はそれぞれの COP 名、委員会名で発行し（例：ISPE 日本本部 メンテナンス COP）、日本本部名では発行しないで下さい。

2. 会議室

各 COP、委員会活動において会議室が必要な場合は、まず、日時、人数、希望する場所等を事務局へ御連絡ください。日本本部オフィスの会議室が使えない場合は、事務局で湯島近辺に探します。

3. 手順

事務局と共同で作業する COP、委員会の定常的活動（例：セミナー開催、翻訳出版、COP メンバーリストのメンテナンス等）は別添の手順に沿って作業を進めて下さい。